

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案」に対するご意見とご意見に対する本委員会の考え方(案)

- 1 意見募集期間 平成30年4月4日(水)～平成30年5月7日(月)
- 2 意見募集の結果 意見提出数:155件〔46人(団体も含む)から提出〕
- 3 意見の概要 下記のとおり

資料1-1

① 条文の修正等に関する意見

※ 反映済:既に条例案に反映されているもの／修正・追加:パブコメ意見を踏まえて条例案に反映させたもの／議論済:委員会において整理が行われているもの／その他:条例案に反映しなかったもの等

No	該当箇所	意見の概要		本委員会の考え方(案)
1	全般	合理的配慮が健常者から障がい者への一方的な心配りのような行動として受けとめられないようにするためには、障害者権利条約の理念を十分に反映したものとするとともに、障害者差別解消法の不十分な点を検討し、それを補うものとなることが重要である。	反映済	ご意見のとおり、合理的な配慮の考え方は重要なものと認識しています。条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別的取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
2	全般	「合理的配慮」では、健常者側からの一方的な心配りと誤解されるおそれがあるので、「合理的な変更及び調整」という用語を使用すべきである。	議論済	委員会においては、障害者基本法等において「合理的な配慮」が使用されている現状に鑑み、法律の用語との混乱を避け、法律と条例との一体的な運用が図られるよう、「合理的な配慮」を使用しています。その上で、条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義することに加えて、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別的取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。
3	全般	「障害者」という用語ではなく、「障がいのある人」という用語を使用すべきである。	議論済	条例案では、障害者基本法や障害者差別解消法等の現行法制との整合性の観点から、「障がい者」という用語を用い、その定義として、これらの法律における「障害者」と同一の概念によることとしています。
4	全般	「障がい」ではなく、「障害」と表記すべきである。	議論済	「障がい」の表記については、県の方針に基づき、法令等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合などを除き、「障がい」を使用しています。
5	全般	障がい者の家族への支援について弱いと感じるので、障がい者の家族の観点からの施策について条文の追加等が必要である。	その他	障がいを理由とする差別等に直面することにより、障がい当事者だけではなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。条例案では、前文において、障がい者とその家族も様々な差別に直面している状況が存在することを明記しています。また、障がい者のご家族に対する支援については、障害者基本法第23条第2項の規定に基づき、三重県として適切な支援が行われるよう、議会として求めてまいります。

6	全般	障がい者が暮らしやすい社会を作ることは、全ての人にとっても暮らしやすい社会を作ることであることをもっと各条文で強調すべきである。 また、表記が全体として難しいので、もっと平易な表記にすべきである。	修正・追加	前段については、ご意見のとおり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することは、全ての県民のためになることだと認識しており、その趣旨は、題名、前文、目的規定(第1条)等で表していますが、いただいたご意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、前文の文言や表現を修正します。 後段については、いただいたご意見を踏まえ、前文について、分かりやすい文言や表現に修正します。また、本条例の内容について理解していただけるよう、適切な啓発活動等が図られるものと考えています。
7	題名	障害者差別解消法の不十分さを補うための条例との位置づけを明確にするために、条例の題名は、「障害者差別解消条例」とすべきである。	議論済	題名については、「全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という目的を踏まえ、また、条例が県民全てにとってのものであることを明確にするため、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」という名称としています。
8	前文	広く県民が理解しやすい文言や表現にしていきたい。	修正・追加	いただいたご意見を踏まえ、前文について、分かりやすい文言や表現に修正します。
9	前文	第2段落の合理的配慮の内容について触れた部分の一文が長く、何を言いたいのかが不明確なので、一文のセンテンスを短くし、文を分けるべきである。	修正・追加	いただいたご意見を踏まえ、合理的配慮の内容が明確になるよう、文言や表現を修正します。
10	前文	第3段落の「障がい者及びその家族は、障がい者の生活を主として支える者の死亡その他の事情により、障がい者が地域において自らの選択に応じ日常生活及び社会生活を営むことに支障が生じることへの不安を抱えている状況にある」は、障がい者の家族に責任があるような印象を与えかねないので、削除すべきである。	修正・追加	障がいを理由とする差別等に直面することにより、障がい当事者だけではなく、障がい当事者のご家族も苦しんでおられる状況があり、ご家族を含め、権利侵害の防止等を図ることは重要な課題であると認識しています。 ご意見をいただいた部分は、障がい当事者だけではなく、ご家族も生活上の不安を抱えている現状を課題として明らかにする趣旨で規定しています。 いただいたご意見を踏まえ、障がい者の家族に責任があるような印象を与えないように、文言や表現を修正します。
11	前文	障がい者が社会生活や日常生活を営むことの困難は、家族や親の存在の有無によって左右されるものではなく、社会で障害者を支えていくための社会資源の不足であり、自己実現に向けた選択するに足りうる十分な機会が奪われていることにあるということを、前文で記述すべきである。	修正・追加	いただいたご意見を踏まえ、社会全体で社会的障壁の除去に取り組み、障がいを理由とする差別や障がい者の自立と社会参加を妨げている諸要因の解消を図っていく旨を明確にするよう、文言や表現を修正します。
12	前文	第5段落で、「障がい者の自立及び社会参加を妨げている諸要因の解消」のためには、「県民が互いに支え合う心を育む」ことが必要としているが、支え合う心を育むのは全ての人のために必要なことなので、この部分は削除すべきである。	修正・追加	ご意見のとおり、県民が互いに支え合うことは、全ての県民のためであり、誰もがともに暮らしやすい社会の実現のために必要なことと認識しています。 いただいたご意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、文言や表現を修正します。

13	前文	第5段落で、「障がい者の自立及び社会参加を妨げている諸要因の解消を図る」とあるが、「障がいを理由として差別することその他の障がい者の権利利益を侵害する行為をなくすとともに」という文言を追加すべきである。	修正・追加	いただいたご意見を踏まえ、障害を理由とする差別の解消を図る旨を追加します。
14	第1条関係 (目的)	関係法令の例示として、障害者権利条約も追加すべきである。	議論済	ご意見のとおり、障害者権利条約は、我が国における障がい者に関する施策の実施に当たって重要なものであると認識しており、障害者権利条約における「社会モデル」や合理的配慮に関する重要な考え方について前文に明記しています。 障害者権利条約では、間接差別・関連差別を含むあらゆる形態の差別が禁止されていますが、条例案における差別の禁止については、間接差別・関連差別の禁止を定めることについて現状では課題があると考えられ、障害者差別解消法の考え方を基本としていることから、関係法令の例示としては、障害者差別解消法等を挙げられています。 間接差別・関連差別については、今後、相談事例などを踏まえて条例案の第13条に基づく差別事例等の具体化が図られることなどを通じて、事例の集積が図られるものと考えています。
15	第1条関係 (目的)	「相まって」を「補完・補強し」に修正すべきである。	議論済	「関係法令と相まって」については、法令の施策を具体化・補完するという意味も含まれると考えています。
16	第2条関係 (定義)	「差別」について、定義規定を設けるべきである。	議論済	「不当な差別的取扱い」について、障害者差別解消法では、個別の事案において特定の行為が差別に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体的に判断されるものであることから、あらかじめ一律に定めることはされていません。他方で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)において、「不当な差別的取扱い」についての基本的な考え方が明らかにされており、条例案においても同様の考え方を採用しています。 その上で、どのような行為が「不当な差別的取扱い」に当たるのかを分かりやすく周知するために、第13条において、様々な事業分野ごとに典型的な差別の形態や合理的な配慮の事例の具体化を図ることとしています。
17	第2条関係 (定義)	「障がい者」の定義における「心身の機能の障がいがある者」という部分は、社会モデルと矛盾したものであるため、「障がい者」の定義を「あらゆる社会的障壁によって、継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と修正すべきである。	議論済	条例案における「障がい者」の定義は、「心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障がいの「社会モデル」を踏まえたものとなっています。
18	第2条関係 (定義)	「合理的な配慮」の定義における「特定の場合」という表現は、合理的配慮が特別なものであるという印象を与えかねないので、別の表現を使用すべきである。	議論済	条例案では、障害者権利条約の定義を参考にしながら「合理的な配慮」を定義しています。その上で、①前文において、「合理的な配慮は恩恵的に施されるものではない」旨、②基本理念(第3条第2項)において、合理的な配慮の基本的な考え方として、「不当な差別的取扱いをすることを回避し、障がい者の基本的人権の享有を確保するために行われるものである」旨を明記しています。これらにより、「合理的な配慮」が「恩恵的」ではないことを、より明確にしています。

19	第2条関係 (定義)	「行政機関等」に、障害者差別解消法と同様に、国の行政機関及び独立行政法人等を含めるべきである。	議 論 済	<p>条例案で差別禁止の対象となる「行政機関等」の整理については、①国、都道府県、市町村がそれぞれ独立性を持つ機関であること、②差別の禁止規定が相談体制や紛争解決を図る体制の下での解決を図るべき事案と密接に関わることから、これらの体制での実効的な解決が可能かという観点から差別の禁止の対象を検討すること、を踏まえて行う必要があります。</p> <p>行政機関等において差別的取扱いや合理的配慮の不提供があった場合、それぞれの機関の独立性に鑑みると、当該行政機関等の窓口に応じ、当該行政機関等において解決を図ることが基本とされ、そのような観点からは、県の条例では、県と県が設立した地方独立行政法人を対象とすることが原則と言えます。一方で、委員会での聴き取り調査などの結果、市町が住民に身近な存在であるが故に、かえって市町の相談窓口で相談しづらい場合があることなども指摘されています。</p> <p>そこで、この条例案では、「行政機関等」に県や県が設立した地方独立行政法人のほか、市町など県内の地方公共団体も含めることとし、県での相談等に対応できるようにしました。</p> <p>また、国等における不当な差別的取扱い等について、国等の関係行政機関につなぐ際には、「たらい回し」にならないよう、つなぐ先の関係行政機関が事案の解決に適しているかを確認するなどの対応が図られる旨を逐条解説において示します。</p>
20	第3条・第4条関係 (基本理念)	第4条第2項の関係法令の例示として、障害者権利条約を追加すべきである。	議 論 済	<p>ご意見のとおり、障害者権利条約は、我が国における障がい者に関する施策の実施に当たって重要なものであると認識しており、障害者権利条約における「社会モデル」や合理的配慮に関する重要な考え方について前文に明記しています。</p> <p>障害者権利条約では、間接差別・関連差別を含むあらゆる形態の差別が禁止されていますが、条例案における差別の禁止については、間接差別・関連差別の禁止を定めることについて現状では課題があると考えられ、障害者差別解消法の考え方を基本としていることから、関係法令の例示としては、障害者差別解消法等を挙げています。</p> <p>間接差別・関連差別については、今後、相談事例などを踏まえて条例案の第13条に基づく差別事例等の具体化が図られることなどを通じて、事例の集積が図られるものと考えています。</p>
21	第5条関係 (県の責務)	県の責務を実行するために、財政上の措置について別途規定すべきである。	反 映 済	<p>ご意見のとおり、条例案の目的を達成するためには、「財政上の措置」は重要なものであると認識しています。</p> <p>条例案では、第34条において「財政上の措置」について規定しています。</p>
22	第5条・第6条関係 (県の責務・国等との連携協力)	県の責務・国等との連携の規定において、差別の解消を推進することを明記すべきである。	反 映 済	<p>第5条・第6条の対象となっている「共生社会の実現に向けた施策」には、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策」が含まれています(第1条参照)。</p>
23	第7条関係 (事業者の役割)	事業者の役割だけでなく、障がい者が主体的に共生社会を担えるような条文が必要ではないか。	反 映 済	<p>ご意見のとおり、事業者が共生社会の実現に主体的に取り組むだけでなく、障がい者自身が共生社会の実現に向け主体的に参画することは重要である認識しております。条例案では、基本理念として、共生社会の実現は、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。」(障害者基本法第3条第1項)を含む障害者基本法第3条各号に掲げる事項を旨として図られなければならないことを規定する(第3条第1項)とともに、共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たって、障がい者の意見を尊重することを規定しています(同条第3項)。</p>

24	第7条関係 (事業者の役割)	努力義務となっているが、目標年を定め、罰則規定を設けることも検討してほしい。	議論 済	条例案では、共生社会を実現していくためには、事業者においても、障がい当事者の日常生活や社会生活を支えていくことについて、積極的な役割を果たすことが期待されることから、事業者の役割として、県の施策への協力に努めることと事業活動を行うに当たって、共生社会の実現に主体的に取り組むよう努めることを規定しています。 また、この条例案は「共生社会」の実現を目的としており、建設的対話による合理的配慮の提供や当事者間の和解による紛争解決の仕組みを導入していることから、罰則規定により差別の解消等を図ることは、条例案の趣旨等になじまないものと考えています。
25	第9条関係 (障害者計画の策定に関する基本方針)	条例案に基づく共生社会の実現に向けた施策を障害者計画に位置付けるようにするとともに、計画の実施状況について評価や検証を行っていくことを明文化すべきである。	反映 済	ご意見のとおり、条例案に基づく施策は障害者基本法等に基づく施策と一体的に運用されることが望ましいと認識しています。 条例案では、第32条において、条例案に基づく「共生社会の実現に向けた施策」(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」と「障害者の自立および社会参加の支援等のための施策」)について、障害者計画に定めることとしています。 また、障害者計画は、障害者基本法に基づき、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴いて策定され、その実施状況が同協議会において監視・評価されることとなっています。
26	第10条・第11条関係 (行政機関等における障がい を理由とする差別の禁止・ 事業者における障がいを理 由とする差別の禁止)	第10条第1項及び第11条第1項について、「あらゆる分野において」という文言を追加すべきである。	反映 済	行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別の禁止については、それぞれ「その事務又は事業を行うに当たり」又は「その事業を行うに当たり」としており、個別の分野に限定されるものではなく、ご意見の趣旨は反映されているものと考えています。
27	第10条・第11条関係 (行政機関等における障がい を理由とする差別の禁止・ 事業者における障がいを理 由とする差別の禁止)	行政機関等や事業者だけでなく、県民等も差別の禁止の対象とするべきである。	議論 済	条例案では、個人による差別の形態は、行政機関等や事業者による差別の形態と異なるものと考えられることなどから、障害者差別解消法と同様に、行政機関等と事業者における障がいを理由とする差別について禁止規定を設けています。 なお、差別の禁止について、県民などへの啓発を進めることは重要であり、条例案では、第8条において県民の役割を規定するほか、第31条において啓発活動の実施などを規定しており、これらを通じて、差別の解消が図られるものと考えています。
28	第11条関係 (事業者における障がいを理 由とする差別の禁止)	事業者の合理的な配慮についても、行政機関等と同様、努力義務ではなく、義務規定とするべきである。	議論 済	合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様であり、委員会における県内調査での聴き取りにおいても、合理的な配慮の実施の義務化により負担が増加すること(新たな資金の調達や人員の確保等)を心配する意見がありました。 こうしたご意見や合理的な配慮の提供が建設的対話の下になされるものであることを踏まえ、この条例案では、事業者による合理的な配慮の提供を努力義務としつつ、事業者への支援を規定し、合理的な配慮の提供が円滑に行われるようにしています。

29	第12条関係 (地方公共団体等職員対応要領)	見出しが「地方公共団体等職員対応要領」となっているが、第12条の対象は、県の機関及び県が設置した地方独立行政法人であり、わかりにくいので、県の機関及び県が設置した地方独立行政法人に絞った表現とするべきではないか。	修正・追加	ご意見を踏まえ、県の機関及び県が設置した地方独立行政法人に係る規定であることを明確にするため、第12条の見出しを「県等の地方公共団体等職員対応要領」に修正するとともに、逐条解説において、県の機関及び県が設置した地方独立行政法人が対象であることを明記します。
30	第13条関係 (不当な差別的取扱い等の事例の具体化)	障害者差別の解消についての相談窓口を行う従事者等が、相談内容に対する協議や検討、検証を行うための具体的なプロセスの確保を規定するとともに、相談案件の解決のプロセスを個人名や企業が特定されないかたちで公表することを条文の中に盛り込んだうえで、不当な差別的取扱いを含めた事例の具体化を図る措置を講ずるという規定とするべきである。	反映済	条例案では、相談窓口等において、差別事案に関する相談が寄せられたときには、市町その他の関係機関と連携して必要な助言等が行われるとともに、市町における障がい者差別に関する相談に係る事案について、必要な助言を行うこととしており、これらにより、差別事案等に関する相談内容の協議や検討等が行われるものと考えています(第16条第2項・第3項及び第17条第3項)。また、差別事案等に関する相談事例等を踏まえて、個人名等が特定されないかたちで、不当な差別的取扱い等の事例の具体化を図ることで、相談業務などの円滑な遂行が行われるものと考えています(第13条)。さらに、障がい者差別解消支援協議会において、差別事案に関する相談等の処理状況の検証とその周知を行う旨を規定しており、これにより、障がい者差別を解消するための取組の推進が図られるものと考えています(第33条第4項)。
31	第15条関係 (事業者への支援)	経済的な支援については、事業者が最も求めていると考えられるので、条文の中で明記するべきである。	議論済	合理的な配慮については、まずは、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが望ましいと考えています。このような趣旨から、事業者への支援については、情報の提供や助言等を例示として挙げており、経済的な支援も含むことは、逐条解説で明らかにします。
32	第15条関係 (事業者への支援)	努力義務となっているが、目標年度を決めて実施してほしい。	議論済	合理的な配慮については、まずは、障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、代替措置の選択も含め、障がい者と事業者との建設的対話による相互理解を通じて対応されることが望ましいと考えています。また、合理的な配慮の提供については、その内容が多種多様なものであることに加え、その提供を求められる事業者の規模も多種多様なものとなります。このような趣旨から、事業者への支援については努力義務とし、必要に応じて適切な支援が行われるものと考えています。
33	第17条関係 (県における相談員の設置)	第17条第6項において、必要な人員の確保については、「努める」ではなく、「行う」という規定にするべきである。	修正・追加	相談体制の整備に当たって、業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保することは重要なことであるため、ご意見を踏まえ、努力義務を義務規定に修正します。
34	第24条関係 (三重県障がい者差別解消調整委員会)	委員の選出に当たっては、使用者である「事業者」だけでなく、働くものの代表者の任命を行う必要があると考えるので、第24条第3項に「労働者代表」を追加するべきである。	その他	事業者は、条例案における差別禁止規定の主体であり、障がい者の権利利益の侵害の防止等や合理的な配慮を行う上で、より重要な役割を担うことになるため、委員の任命に関する規定において明記しています。労働者の代表者については、必要に応じて、「その他知事が必要と認める者」として委員に任命され得るものと考えています。

35	第4章関係 (障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策)	章名から「支援等の」を削るべきである。	その他	「障がい者の自立及び社会参加のための施策」では、障がい者の自立及び社会参加に当たって県の行うことが不明確であるため、「支援等」と表現しています。
36	第4章関係 (障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策)	県が主体となる施策についての条文については、「努めるものとする」ではなく、「講ずる(ものとする)」とするべきである。	議論済	条例案では、一定の予算措置が必要となることや市町、関係機関との関わりも必要となることを考慮し、規定の内容に応じて、「努める」としています。条例の運用に当たっては、各施策が効果的に行われるよう、議会として監視していきたいと考えています。
37	第26条関係 (教育)	障がいを持つ児童生徒が高等学校で学ぶことについては厳しい現実があるが、第26条は、そのような現状に立ち向かう内容としては弱いので、「障がいを持っていても高等学校で学べる」ということを盛り込むべきである。	反映済	第1項の「障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」とは、いわゆる「インクルーシブ教育の推進」をいうものであり、高等学校における教育もその対象となります。そのようなことも踏まえ、本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策については、議会として監視、評価してまいります。
38	第26条関係 (教育)	第3項として、「県は公教育の在り方の改善であるインクルーシブ教育への転換について子どもの権利条約委員会からの勧告に従い公教育全体の改善を図ることを加えるべきである。また、第4項として、「県は教育委員会にインクルーシブ教育推進部を設置し、毎年度、通常学級に在籍する障害のある児童・生徒の数値目標を立て(計画)予算措置すること」を加えるべきである。	その他	第1項の「障がいの有無にかかわらず児童及び生徒が共に教育を受けられるようにするために必要な施策を積極的に推進する」とは、いわゆる「インクルーシブ教育の推進」をいうものであり、このことは逐条解説でも明記します。また、この条例案において教育委員会の組織に関する規定を設けることは困難ですが、本条例等の規定に基づく共生社会の実現に関する施策については、議会として監視、評価してまいります。
39	第26条関係 (教育)	「障がい者に対する理解」を「障がい者の特性と障がいの理解」に修正するべきである。	議論済	「障がい者に対する理解及び社会的障壁の除去の重要性に対する理解」については、委員会の中で、「障がいの特性及び障がい者に対する理解」という表現について、「社会モデル」の考え方を踏まえた表現とすべきという意見があったことを踏まえ、このような表現としています。
40	第27条関係 (就労の支援に係る情報の共有等)	障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続についての県の強い意志を示すため、「県は、関係機関、事業主その他の関係者と緊密に連携して障がい者の就労に関する情報の共有及びその適切な活用を図ることにより、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続を図るものとする。」と修正するべきである。	その他	ご意見のとおり、障がい者の就労の機会の確保及び拡大並びに就労の継続は重要なものであると認識しています。「第4章 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策」の規定の順序については、①施策の目的、②施策の内容とすることで、目指すべき事項とその手段との関係性を明確しているところであり、ご理解いただきたいと考えています。
41	第29条・第30条関係 (災害時における支援・選挙等における投票の支援)	第29条及び第30条における「市町に対する(……)必要な支援を実施するよう努めるものとする。」という部分を、第4章の他の条と同様に、「必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」と修正し、県の主体的な取組について明示するべきである。	議論済	災害時等における避難生活の支援及び選挙等における投票に関する事務は、主として市町が担うこととされており、条例案では、市町での取組が円滑に行われるよう県がサポートすることを規定しています。

② 施策の実施に当たっての要望等に関する意見

No	該当箇所	意見の概要	当委員会の考え方(案)
1	全般	この条例に規定された施策について期待しているので、この条例が、県議会が可決されることを祈っている。	ご意見ありがとうございます。引き続き、委員会として本条例の制定に向けた取組を進めてまいります。
2	全般	「社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深める」ことは、社会モデルにもとづいた条例であることを明確にし、障害者差別解消法の趣旨とも合致している。このことは必ず条文で謳い、全国の各自治体へも発信してもらいたい。	本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行ってまいります。
3	全般	条例に規定された理念や施策の着実な推進・十分な周知をしてほしい。	いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。本条例の内容について理解していただけるよう、適切な広報啓発活動が行われるものと考えています。また、議会としても、条例案の理念等に関する理解を深めるために必要な周知を行ってまいります。
4	第3条・第4条関係 (基本理念)	基本理念に規定されている内容は評価できる。	ご意見ありがとうございます。引き続き、委員会として本条例の制定に向けた取組を進めてまいります。
5	第3条・第4条関係 (基本理念)	第4条第1項第1号における「社会のあらゆる分野」が具体的にどのような分野を指すのかについて、周知していただきたい。	条例案では、第13条において、不当な差別的取扱いの事例の具体化を図ることとしており、ご意見のことも含め、差別や合理的な配慮に関する具体的な事例について、適切な周知が図られるものと考えています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
6	第3条・第4条関係 (基本理念)	第4条第1項第2号・第4号の規定は、後退させないようにしていただきたい。	ご意見のとおり、第4条の基本理念は、施策の実施に当たっての重要な考え方となります。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
7	第7条関係 (事業者の役割)	障がい者の雇用機会の確保、拡大及び就労の継続のために関係機関と事業主との連携がさらに進むことが必要である。	条例案では、第7条において、事業者の役割を定めるとともに、第27条において、就労支援に関して規定しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
8	第8条関係 (県民の役割)	障がい者の自立及び社会参加への支援について期待される。	条例案では、第8条において、県民の役割として、障がい者の自立及び社会参加への支援を主体的に行う旨を規定しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
9	第13条関係 (不当な差別的取扱い等の事例の具体化)	事例の具体化について、データベース化を図り、利便性を考慮した情報発信を行うべきである。	条例案では、第13条において、不当な差別的取扱いの事例の具体化を図ることとしており、具体化した事例については、適切な周知が図られるものと考えています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。

10	第13条・第14条関係 (不当な差別的取扱い等の事例の具体化・社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮に関する環境の整備)	第13条の「事例の具体化を図る措置を講ずる」、第14条の「環境の整備」がわかりづらい。	第13条は、何が差別に当たるのかが分かりにくいとの指摘を踏まえ、県が、様々な事業分野ごとに、典型的な差別の形態や合理的配慮の事例を定めて公にすることを定めるものです。 また、第14条は、いわゆる「事前改善措置」について定めるものであり、障害者差別解消法第5条と同じ趣旨を定めたものです。事前改善措置については、バリアフリー法に基づく公共交通施設や建築物等のハード面のバリアフリー化等、不特定の障がい者を対象に行われるものが想定されています。
11	第3章第1節関係 (相談体制)	相談員の守秘義務や相談者のプライバシー保護、支援が途切れない措置を期待する。	相談者のプライバシー保護は重要なことであり、条例案では、第17条第5項において、相談員の守秘義務について規定しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
12	第24条関係 (三重県障がい者差別解消調整委員会)	委員の任命について、障がい当事者の占める割合を半数以上にするとよい。	三重県障がい者差別解消調整委員会の委員については、様々な立場の意見を反映することができるよう、知事において、障がい当事者をはじめ、有識者や障がい福祉に従事する者、事業者など、様々な立場の人を任命することとしています。
13	第25条関係 (障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援)	障害福祉サービスに従事する人材の育成に加えて、各市町における事業所の増設及び障害福祉サービス維持のための財源確保をお願いします。	ご意見のとおり、第25条に規定する障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
14	第26条関係 (教育)	第26条に規定する教育に関する施策を積極的に推進してほしい。	ご意見のとおり、第26条に規定する教育に関する施策の推進は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
15	第27条関係 (就労の支援に係る情報の共有等)	第27条に規定する就労の支援に係る情報の共有等を行うことが必要であり、障がい者が安心して働くことのできる労働環境の構築に向けて、積極的な取組を求めます。	ご意見のとおり、第27条に規定する就労の支援に係る情報の共有等を行うことは、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
16	第33条関係 (三重県障がい者差別解消支援協議会)	条例を活かし続けるためにも、差別事案の処理状況の検証を定期的に行い、県民への周知啓発をすることは効果的であるため、ぜひとも実施してほしい。	ご意見のとおり、差別事案の処理状況の検証やその結果の周知は、重要なものであると認識しています。いただいたご意見は、今後、議会として本条例等に基づく共生社会の実現に関する施策を監視、評価していく上での参考とします。
17	その他	条例本文について、できればホームページ上で直接読めるように、HTMLで公開してほしい。	ご意見のとおり、ウェブアクセシビリティの確保は重要なものであると認識しています。 今回のパブリックコメントの実施に当たっても、条例案について、PDF形式のファイルに加えて、ワード形式のファイルも添付し、音声読み上げソフトの利用がしやすいように考慮しました。 また、ご意見を踏まえ、条例案が提出された場合には、条例本文について、HTML形式等による掲載を行うなど、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでまいります。
18	その他	パブコメの募集方法について、視覚障がいのある方も書きやすいよう、国などがやっているように、メールフォームからコメント送信ができるようにしていただきたい。	ご意見のとおり、県民の皆さまが意見等を提出しやすい環境を整えることは重要なものであると認識しています。 ホームページから直接意見等を提出することができる仕組みについては、通常のホームページ管理に加えて、独自のプログラムを要することから、その開発や管理に要する経費等を勘案し、導入の可能性について検討します。